

申請者様
住宅事業者様

平成24年5月

認定申請後の取下げの対応について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、北九州市定住促進支援事業について、認定申請の受付直後に申請を取り下げるケースが目立っております。

本制度の活用にあたりまして、下記の1～3の項目に該当する場合は、認定申請を取り下げていただくこととなります。なお、認定申請を取り下げた場合、申請者様と住宅事業者様との契約事務の進み具合によっては制度の活用ができなくなる場合がありますので、募集要項を十分御確認ください。

なお、応募多数により抽選会を実施する場合は、募集締切から抽選会までの期間が短いため、申請直後に取り下げる場合は早急に手続きをお願い致します。

記

番号	認定申請の取下げが必要となる事由
1	購入場所を変更する。 (戸建の建設場所、 マンションの部屋番号 ・建設場所など)
2	住宅事業者を変更する。
3	住宅購入・建設の計画が延期・白紙となり、定住促進支援事業の活用見込が立たない。

<連絡先>

U I m y 北九州倶楽部

(北九州市住宅供給公社事務局事業課内)

TEL : 093-531-3083

FAX : 093-531-3181

平成 年 月 日

北九州市長
北 橋 健 治 様

申請者	住所
	氏名 印

北九州市定住促進支援事業交付対象者認定申請取り下げ書

平成 年 月 日 付けで申請した、北九州市定住促進支援事業交付対象者認定申請の取り下げを申請します。

記

受付番号	
フリガナ	
購入予定先住所	〒 ー
取り下げ理由	

※すでに認定がなされている場合は、本認定申請取り下げ書が提出されることにより、認定が取り消されることとなります。